

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

法：証券取引法

令：証券取引法施行令

他社株府令：発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令

自社株府令：発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令

大量保有府令：株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令

開示府令：企業内容等の開示に関する内閣府令

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
1	令第6条第1項	令第6条第1項で定める「議決権のない株式その他内閣府令で定めるもの」は、公開買付規制の対象とならないと解釈できるが、これは、「議決権のない株式」及び「その他内閣府令で定めるもの」という意味でよいのかどうか。	令第6条第1項では「その他の内閣府令で定めるもの」と規定されており、「議決権のない株式」に係る株券は例示であって、これを含めて他社株府令第2条において列記されています。
2	令第6条第2項	売買予約等を公開買付けの対象とすることができ、株券等にかかる確定的な取得の申込を行うことは要しないという理解でよいのか。	公開買付手続においては、公開買付期間終了後、買付け等に係る受渡しその他の決済を行わなければならないこととされています。（法第27条の13第4項）
3	令第6条の2	公開買付けの適用除外になる対象に自己株式の処分を追加すべきである。	発行者が行う自己株式の処分に伴って株券等を取得する行為については、既発行の有価証券に係る取引であることから、公開買付規制の対象となっている「買付け等」の概念でとらえられています。

4	令第6条の2	株券等所有割合が50%超の株主がトストネット等により特定売買等を行う場合（但し、株券等所有割合が3分の2以上になる場合を除く）も公開買付けの適用除外にすべきである（特定買付け等については、令第6条の2第1項4号で適用除外とされている）。	子会社株式の特定買付け等については、グループ全体の株券等所有割合に変動はなく、また、親会社の場合にはすでに当該会社の支配権が確立していることから、株券等所有割合が3分の2以上になる場合を除いて、公開買付規制の適用除外とされています。 ただし、これは相対取引による特定買付け等を前提としており、一般的にオファー時の申し込み人数が10名を超えるトストネット取引を想定したものではないことから、株券等所有割合が50%超の株主がトストネット等により特定売買等を行う場合は適用除外とされておりません。
5	令第6条の2	公開買付規制の適用範囲について、以下のとおり適用除外取引の追加を希望する。 ① 証券会社が顧客から受注した注文に関して、まずは市場で当該証券会社が自己売買を行い、場が引けた後に、VWAP価格又は市場執行価格で立会外等において顧客に譲り渡す取引 ② 特別関係者となる複数の者で合計して3分の1超保有する場合に、そのいずれかの者が証券会社に売却し、翌日に買い戻す取引	いずれの取引も、会社支配権等に影響がある取引であり、取引の公正性を確保するため、投資者に予め情報開示を行うとともに、株主に平等に株式売却の機会を与えることが必要となります。したがって、引き続き公開買付規制の対象とすべきものと考えられます。
6	令第6条の2	合併または会社分割によって株券等を承継する行為については、「買付け等」に該当しないのか。	合併又は会社分割によって株券等を承継する行為であっても、その態様により、「株券等」の「買付け等」に該当する場合には、公開買付

			規制の対象となり得ますが、いずれにせよ関係法令に照らして、個別の事案ごとに判断されることとなります。
7	令第6条の2	単元未満株売渡請求に応じて自己株式の売渡しが行われる場合（会社法第194条）は、公開買付規制の適用除外とならないか。	公開買付規制は買付け等の相手方が第三者か発行者によって特段の区別を設けておらず、単元未満株売渡請求に基づく買付けも公開買付規制の対象となり得ます。
8	令第6条の2	上場オプション又は店頭オプションの行使（取得しているコールオプションを行使する場合および付与しているプットオプションの行使を受ける場合）により成立する有価証券の売買によって令第6条に定める株券等を買付ける取引は、令第6条の2に定める適用除外に明記されていないが、オプションの行使により成立する売買により同項第1号以下に該当することとなる場合であっても、公開買付けによらずに行うことができることとして頂きたい。	令第6条第2項第2号により、株券等の売買に関するオプションの取得は「有償の譲受け」に類するものとして規定されており、既に株券等所有割合の計算に含まれることから、オプションの行使により株券等所有割合が増加することはありません。
9	令第6条の2	令第6条の2における「特別の関係者」の意義について不備があるのではないか。	ご指摘を踏まえ、令第6条の2第1項第4号中、最初の特別関係者以下の括弧書きを「法第二十七条の二第一項ただし書に規定する特別関係者」、次の特別関係者以下の括弧書きを「法第二十七条の二第一項第一号に規定する特別関係者」とする修正をいたします。
10	令第6条の2第4号	令第6条の2第4号において、「内閣府令で定める買付け等を除く」とあるが、どこに規定されているのか。	当該記述は削除いたしました。 ・（当該特定買付け等の後におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合（その者に特別関係者

			(同条第一項第一号に規定する特別関係者をいう。)がある場合にあっては、その株券等所有割合を加算したもの。以下この節において同じ。)が三分の二以上となる場合を除く。)
11	令第6条の2第1項第7号	令第6条の2第1項第7号において、「当該株券等のすべて」とは、買付価格を均一にするべき株券等のすべて(例えば、普通株式、A種類株式、B種類株式を発行している会社のA種類株式を買付ける場合、A種類株式すべて)と理解しているが、その理解でよい。	買付け等の対象とすべき株券等のすべての所有者を指します。
12	令第6条の2第1項第7号 他社株府令第2条の5第2項第1号イ	他社株府令第2条の5第2項第1号イにおいて、同意することについて種類株主総会で決議することとされているが、当該決議をするためには、種類株主総会決議事項とする定款変更をする必要があるため(会社法321条)、実務的には困難。	買付け後の株券等所有割合が3分の2以上となる場合には、基本的には公開買付手続によるべきものと考えられ、その適用除外については、買付け等の対象とならない株主が、公開買付けによらないことに同意しているとみなせるような場合に限ることとしています。 なお、規定を整理した結果、他社株府令第2条の6については第2条の5第2項として次のように修正いたします。 ・2 令第六条の二第一項第七号に規定するすべての所有者が同意している場合として内閣府令で定める場合は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合とする。 一 特定買付け等の後における当該特定買付け等を行う

			者の所有に係る株券等の株券等所有割合（法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合をいう。以下この号において同じ。）とその者の特別関係者（法第二十七条の二第一項ただし書に規定する特別関係者をいう。）の株券等所有割合を合計した割合が三分の二以上となる場合であつて、当該特定買付け等の対象とならない株券等（以下この号において「買付け等対象外株券等」という。）があるとき 当該特定買付け等の対象となる株券等に係る特定買付け等を公開買付けによらないで行うことに同意する旨を記載した書面が当該特定買付け等の対象となる株券等のすべての所有者から提出され、かつ、買付け等対象外株券等についてイ又はロの条件が満たされていること イ 特定買付け等を公開買付けによらないで行うことに同意することにつき、当該買付け等対象外株券等に係る種類株主総会（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十四号に規定する種類株主総会をいう。第五条第三項において同じ。）の決議が行われていること。 ロ 買付け等対象外株券等
--	--	--	--

			の所有者が二十五名未満である場合であって、特定買付け等を公開買付けによらないで行うことにつき、当該買付け等対象外株券等のすべての所有者が同意し、その旨を記載した書面を提出していること。 二 前号に掲げる場合以外の場合 当該特定買付け等の対象となる株券等に係る特定買付け等を公開買付けによらないで行うことに同意する旨を記載した書面が当該特定買付け等の対象となる株券等のすべての所有者から提出された場合とする。
13	令第6条の2第1項第7号 他社株府令第2条の5第2項第1号イ	他社株府令第2条の5第2項第1号イについて、種類株主総会の決議は、定款で定めた事項として会社法上有効な決議がなされる必要があるのか。また、その決議は普通決議で足りるのか、特別決議や特殊決議まで必要なのか。	会社法に従い、会社法上有効な種類株主総会の決議がなされる必要があります。
14	令第6条の2第1項第7号 他社株府令第2条の5第1項 他社株府令第2条の5第2項第1号ロ	他社株府令第2条の5第1項及び第2項第1号ロについて、25名未満という要件が課されているが、全員の同意を要求するので人数に上限を設ける必要はないのではないか。	他社株府令第2条の5第1項及び第2項第1号ロについては、本来公開買付手続によるべき買付けについて、例外的に適用除外となる場合を規定しております。具体的には、株券等の保有者が少数である場合には、同意を得る者と与える者との間において情報の非対称等が発生する可能性が低いことから、すべての保有者が同意しているときは適用除外としているものです。
15	令第6条の2第1項第7号	ある種類の種類株式のみを25名未満の株主から買付ける場合、	ある「種類」の株式のみを25名未満の株主から買い付ける場合で

	他社株府令第 2 条の 5 第 1 項 他社株府令第 2 条の 5 第 2 項第 1 号ロ	当該種類株主全員の同意を得て、かつ買付け後の株券等所有割合が3分の2未満又は投資者保護にかけることがないものとして内閣府令で定める場合に該当すれば、令第 6 条の 2 第 1 項第 7 号により、公開買付は不要となるのか。	あって、当該種類株式のすべての所有者からの同意を得たときは、令第 6 条の 2 第 1 項第 7 号及び他社株府令第 2 条の 5 第 2 項の要件を満たせば公開買付けは不要となります。ただし、株券等の「種類」をどのようにとらえるかは、関係法令に照らして、個別事案ごとに判断されるものと考えられます。 なお、規定を整理した結果、令第 6 条の 2 第 1 項第 7 号の括弧書きを削除し、他社株府令第 2 条の 6 を第 2 条の 5 第 2 項として修正いたしました。(修正内容につき 12 参照)
16	令第 6 条の 2 第 1 項第 7 号 他社株府令第 2 条の 5 第 2 項第 1 号ロ、同府令第 5 条第 3 項第 2 号	他社株府令第 2 条の 5 第 2 項第 1 号ロ、同府令第 5 条第 3 項第 2 号の「25 名未満」とは、①異なる種類の株券等がある場合には、種類ごとに所有者が 25 名未満であればよい、という趣旨でよいのか。②また、新株予約権については、新株予約権の内容が異なる場合には、内容ごとに 25 名未満であればよい、という趣旨でよいのか。	① 25 名未満の要件は、株券等の「種類」ごとに適用を受けますが、株券等の「種類」をどのようにとらえるかは、関係法令等に照らして、個別事案ごとに判断されるものと考えられます。 ② 新株予約権については、内容が異なる場合であっても対象となる株券等が同一のものであれば通算することが必要となります。
17	令第 6 条の 2 第 1 項第 7 号 他社株府令第 2 条の 5	他社株府令第 2 条の 5 において、「当該特定買付け等の対象にならない株券等」とは、当該特定買付け等の対象となる株券等と違う種類の株券等のことか。また、「株券等」には、新株予約権、新株予約権付社債も含まれるのか。	当該特定買付け等の対象となる株券等以外の株券等すべてを指します。株券等の定義に変更はなく、新株予約権証券や新株予約権付社債も含まれます。
18	令第 6 条の 2 第 1 項第 10 号	令第 6 条の 2 第 1 項第 10 号について、届出や発行登録追補書類が提出されている場合に限定する合理的な理由はないと思われ	既開示株券等の売出しについて届出義務がないこと等を踏まえ、そのような場合は公開買付規制の適用除外を認めないこととしていま

		るので、削除した方がよい。	す。
19	令第6条の2第1項第12号	取得条項付株式は、株主の意思に基づき株式を取得するのではないため、そもそも株式の譲受けには該当しないため、令第6条の2第1項第12号は、削除した方がよい。	取得条項付株式は、取得時において、取得される株式の対価として別の有価証券等が交付されることから外形的には有償の譲受けに該当しますが、取得条項付株式として既に株券等所有割合の計算に含まれることから、取得時における有償の譲受けについては公開買付規制の適用除外となることを明確化しています。
20	令第6条の2第1項第12号	取得条項付新株予約権の取得と引換えに株券等が交付される場合には、令第6条の2第1項第12号との対比を考慮すると、令第6条の2に規定を設けるべきではないか。	ご指摘を踏まえ、令第6条の2第1項第12号について所要の修正をいたします。 ・発行者がその発行する全部若しくは一部の株式又は新株予約権の内容として当該発行者が一定の事由が生じたことを条件として当該株式又は新株予約権を取得することができる旨の定めを設けている場合において、当該株式又は新株予約権の取得と引換えに交付される株券等の買付け等
21	令第6条の2第1項第12号	全部取得条項付種類株式の取得と引換えに株券等が交付される場合は、「買付け等」には該当しないとの解釈か。明確化のために、令第6条の2に規定を設ける必要はないか。	全部取得条項付種類株式は、株主総会の特別決議により、取得対価・その割当てに関する事項等が定められるものであり、取得の時点で、将来交付される対価の内容が明確ではないことから、個別の事案に応じて判断されることとなります。
22	令第6条の2第1項第14号	令第6条の2第1項第14号は、法第27条の2第1項柱書でもとから公開買付けの対象とされていないことは明らかであるので、削除すべきである。	当該規定については、明確化の観点から所要の修正をいたします。 ・十四 法第二十四条第一項（同条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）におい

			て準用する場合を含む。)の規定により有価証券報告書を提出しなければならない発行者以外の発行者が発行する株券等の買付け等
23	令第6条の2第3項	「(法第27条の2第1項)第1号及び第2号(中略)に掲げる買付け等」を人数算定から除外する必要性はないのではないか。	ご指摘を踏まえて、同項中の関係箇所を削除いたします。
24	令第7条第1項第4号及び第5号	売買の一方の予約権又はオプションの行使による株券等の取得は公開買付けの対象とならないという理解でよいのか。	売買の一方の予約を行っている場合又は株券等の売買に係るオプションを取得した場合には、その際に公開買付規制の適用対象となります。
25	令第7条第3項及び第4項 法第27条の2第1項第4号	法第27条の2第1項第4号に定める「新規発行取得」には対象者の合併、株式交換の組織再編により新たに発行する株券等の取得を含まないことを明確にして頂きたい。	「新規発行取得」には、組織再編行為において新たに発行される株券等の取得も含まれることとなります。 なお、規定を整理した結果、令第7条第3項第1号及び第2号を削除して他社株府令第4条の2第1項第1号及び第2号とし、令第7条第4項第1号及び第2号を削除して他社株府令第4条の2第2項第1号及び第2号として修正いたしました。
26	令第7条第3項及び第4項 法第27条の2第1項第4号	法第27条の2第1項第4号において、「株券等の買付け等」及び「新規発行取得」に係る株券等のどちらかが政令で定める割合を超えるとときに同号の適用対象となるのか、それとも両者を合算して「政令等で定める割合」を超えただけで同号の適用対象となるのか。	両者を合算して10%超となった場合に、同号の適用対象となります。

27	令第7条第3項及び第4項 法第27条の2第1項第4号	令第7条第3項、第4項における5%、10%という割合は、3ヶ月の期間が完了した時点を基準として計算するのか、個々の株式取得を行う時点を基準として計算するのか。	3ヶ月の期間内に5%、10%という割合を超える取得をした場合に問題となります。
28	令第7条第3項及び第4項	令第7条第3項及び第4項における5%、10%の算定は、売買のグロス・ベース、ネット・ベースのどちらで計算すべきか。仮にネット・ベースで算定できない場合、3分の1前まで市場外で買った後、別の部署で間違えて市場内買付けを行い、その結果3分の1を超えてしまったような場合、すぐに売却すれば問題ない(同日の取引のみであればネットできる)、というようなセーフティーネットが必要。	市場内外における買付け等の取引を組み合わせた急速な買付けの後、所有割合が3分の1を超えるような場合に公開買付規制の対象とすることを明確化することは、脱法的な態様の取引への対応の観点に立ったものです。その際、5%、10%との基準は、基本的にネット・ベースで算定可能と考えられますが、いずれにせよご質問のような個別のケースについては、関係法令等に照らして当該事案ごとに判断されるものと考えられます。
29	令第7条第5項	令第7条第5項について、先行する公開買付期間が延長された場合、延長後の買付期間も対象とすべきである。また、公開買付けの公表後開始までの対抗買付けも規制する必要がある、法第27条の2第1項第6号の政令として規定すべきである。	流通市場への影響、過剰規制の回避等の観点から、買付けが競合する場合の公開買付けの義務付けについては、相当厳格な要件の下に規定すべきものと考えられます。このような考え方を踏まえ、同項で規定する期間は公開買付届出書において設定された公開買付期間の起算日から末日までとしています。
30	令第7条第7項	令第7条第7項のみなし規定が適用される特別関係者の範囲は、実質基準の特別関係者であって形式基準の特別関係者ではないという理解でよい。また、その場合、令第7条第3項及び第4項の分子には、当該実質基準の特別関係者の議決権の数を加えるこ	形式基準の特別関係者と実質基準の特別関係者は重複することもあります。令第7条第7項は、重複しているものも含めた実質基準の特別関係者の急速な買付けも合算して法第27条の2第1項第4号の公開買付規制が適用されることを明確化したものです。

		とになるのか。	
31	令第8条第1項	日本においても、敵対的買収の可能性が高くなってきている昨今、公開買付けの最短期間が20営業日と言うのは若干短いのではないか。公開買付けの期間は30営業日から60営業日が無難な水準ではないか。	公開買付けの局面において投資者が熟慮して応募の是非を判断するための期間を確保することは重要であると考えられます。このような観点から、今般の政令改正案においては公開買付け期間の範囲について、従来の暦日ベースから営業日ベースに改めるとともに、当初公開買付け者が設定した公開買付け期間が30営業日未満の場合には買付け対象者の請求によりこれを30営業日へと延長させることができることとしています。
32	令第8条第5項第3号	買付け期間終了後に発行される株券等を公開買付けの対象とできるという前提に立つと、全部買付け義務もそのような株券等に及ぶと解釈されうるが、この点どのように考えればよいのか。(将来の株式分について、株価の変動リスクを買付け者が負担することを強いるのは酷である。) また、株券等所有割合の計算上、将来発行される株式については、どのように取り扱われるのか。	買付け期間終了後に発行される株券等については、例えば株式分割により将来発行される株券等の買付け等であっても、基本的に公開買付けの対象となる株券等の買付け等に該当するものと解されます。仮にこれが公開買付け規制の対象外とされた場合は、これらの権利の買付け等が証券取引法の規制を受けることなく、全く自由に行われることになり、かえって証券取引の公正性の観点から問題が生じることになるためです。 なお、買付け期間終了後に発行される株券等を買付け等の対象とする場合には、当該株券等を含めた上で株券等所有割合を計算することとなります。
33	令第8条第5項第3号	公開買付け制度の見直しでの全部買付けの一部義務化に伴う所要の整備において、令案第8条第5項にある「発行会社が発行する	上場廃止等に至るような公開買付けの局面においては、公開買付け後における株券等所有割合が3分の2以上となる場合については、全部

		すべての株券等」には、ストックオプションが含まれると考えられるが、これを申込みの勧誘の対象から外して頂きたい。	買付義務を課することが適当と考えられます。このような考え方を踏まえ、ストックオプションとしての新株予約権証券も当該義務の対象に含める形で法制化を行っています。
34	令第8条第5項第3号	令第8条第5項第3号において、「申込みの勧誘を行うこと」とされているが、これは公開買付開始公告及び公開買付届出書の提出を指すのか。	貴見のとおりです。他社株府令第5条第5項において規定がなされています。
35	令第8条第5項第3号及び他社株府令第5条第3項	法第27条の2第5項、令第8条第5項第3号及び他社株府令第5条第3項に規定する「当該株券等の発行者が発行するすべての株券等」とは、当該株券等の種類を問わないとも読めるが、本条文はどのような意味か。	ある種類株式を買い付けることで議決権の3分の2以上を取得するような場合には、会社法の特別決議が可能となる等の点に鑑み、議決権を有するすべての株券等を買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘を行うことを義務付けることとしています。
36	令第8条第5項第3号	令第8条第5項第3号の「すべての株券等」をすべての種類の株券等と記載してもらいたい。	法令の他の箇所における用語、定義等に鑑み、現行案のとおりとなっております。
37	令第8条第5項第3号	上場廃止後の公開買付けについては、投資家保護の対応が不十分ではないか。	上場廃止等に至るような公開買付けの局面において、手残り株をかかえることとなる株主が著しく不安定な地位に置かれる場合があることに配慮し、株券等所有割合が3分の2以上となる場合には、すべての株券等について申込みの勧誘を要することしました。
38	令第9条の2第3号及び第4号	令第9条の2第3号及び第4号について、株券等に含まれる取得請求権付又は取得条項付の無議決権優先株式は、株券等所有割合を算出するにあたり、分子・分母ともに潜在的議決権を含めた株式数を使用すべきという理解でよいのか。	貴見のとおりです。

39	令 9 条の 3 第 6 項	対象会社の請求による公開買付け期間の延長について、30 営業日と規定されている。しかしながら、敵対的公開買付けの局面において対象会社が対抗提案等を適切に提示する期間として、いわゆる買収防衛策を導入している会社の多くが 60 日と設定していることを勘案すると、30 営業日では検討期間として充分でないことも想定され、少なくとも 40 営業日とすることが検討されるべきである。	対象会社による公開買付け期間の延長請求については、 i) 特に対象会社の経営陣が公開買付けに反対の場合等において、その経営陣が対抗提案等を株主・投資者に適切に提示し、これに基づいて株主・投資者が適切に熟慮、判断するための時間を確保するとの観点が存在する一方、 ii) 公開買付け期間は第一義的には公開買付け者によって設定されるものであるとの観点が存在することから、公開買付け期間の範囲の上限となる 60 営業日の半分の 30 営業日としたところです。
40	令第 12 条	別途買付禁止の例外について、対象者が特別関係者になる場合における対象者が会社法上買付け等を行う必要がある場合（例えば単元未満株式の買取請求権による場合、取得請求権付株式の取得請求権の行使、取得条項付株式の取得など。）を規定すべきではないか。	ご指摘を踏まえ、令第 12 条について所要の修正をいたします。 ・ 八 会社法第百十六条第一項、第四百六十九条第一項、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項又は第八百六条第一項の規定による株式の買取りの請求に基づき株券等に係る買付け等をする場合
41	令第 12 条	令第 12 条において新株予約権の行使を規定するのであれば、令第 6 条の 2 第 1 項第 11 号、第 12 号に掲げる買付けをする場合も規定すべきではないか。	ご指摘を踏まえ、令第 12 条第 4 号について所要の修正をいたします。 ・ 四 第六条の二第一項第一号から第三号まで、第十一号及び第十二号に掲げる買付け等をする場合
42	令第 13 条第 1 項	買付価格の引下げが認められ	公開買付け価格の引下げについて

		る場合は、分割や割当に関する「決定」がなされた時点であることを明確にするべきである。	は相場操縦的に利用されることを防止する観点から、撤回に比べて要件を厳格に解しており、株式分割等の「決定」が対象者においてなされただけでは公開買付価格の引下げが認められず、実際に分割や割当が行われることが必要となります。
43	令第13条第2項第1号 法第27条の13第4項第1号及び第2号	令第13条第2項第1号の「買付予定の株券等の数」は、「法第27条の13第4項第2号の規定する数」という規定にする方がよい。	当該規定の「買付予定の株券等の数」は買付け等の下限を指しており、現行案のとおりとさせていただきます。
44	令第13条の2	対象会社が意見表明報告書を提出すべき期間について、公開買付開始公告がおこなわれた日から10営業日以内と規定されている。しかしながら、株主等の考慮期間を確保することも勘案し、意見表明期限を15営業日としたうえで、例外的に、対象会社の期間延長請求がなされない場合にはこの期間を10営業日とすることが検討されるべきである。	意見表明報告書の提出期限については、 i) 当初設定された公開買付期間が最も短い場合(20営業日)であっても、その前半において対象者による延長請求権行使の有無が判明し、公開買付期間が確定することが望ましいこと、 ii) いわゆる敵対的な公開買付けであって公開買付期間が短い場合(30営業日)であっても、その前半で公開買付者と買付対象者のやりとりが終了し、株主・投資者が公開買付けに対する応募の是非等を熟慮する時間が確保されることが望ましいこと、 等から公開買付開始公告が行われた日から10営業日以内としたところです。
45	令第14条第1項及び第2項関係	① 令第14条第1項の撤回事由として、配当政策・資本政策に関する重要な変更を追加するべきである。	広範に撤回を認めることについては、株主・投資者を不安定な地位に置くことにならないか等、引き続きの検討が必要と考えられます。

		② 令第 14 条第 2 項に以下の趣旨の規定を追加することを検討されたい。「公開買付者が公開買付けに要する資金を公開買付期間の開始後に借入れその他の資金調達方法により調達する旨を公開買付届出書に記載している場合に、かかる資金調達が不可能になる事由として公開買付者が公開買付届出書で特定した事由が発生した場合」	
46	令第 14 条第 1 項第 1 号ワ	令第 14 条第 1 項第 1 号ワにおいて、株式又は新株予約権の割当ては無償の場合に限定されているが、有償の割当ては撤回事由に含まれていないと解するのか。	令第 14 条第 1 項第 1 号力において新規発行、同号ヨにおいて自己株式の処分について手当てされています。
47	令第 14 条第 1 項第 2 号	いわゆる買収防衛策が消却されない場合の公開買付けの撤回について、公開買付撤回届出書において、消却のために講じた方策について具体的に記載することとされているが、そのような方策をとらなければ撤回できないのか。	いわゆる買収防衛策の消却がされない場合の撤回要件は法第 27 条の 11 第 1 項、令第 14 条第 1 項第 2 号に規定されているところであり、消却のために何らかの方策を講じること自体は撤回の要件とはされておられません。 一方、どのような過程を経た上で公開買付けを撤回するかは、株主・投資者にとって重要な情報と考えられることから、消却のために講じた方策の有無及びその内容の開示を義務付けることとしています。
48	令第 14 条第 1 項第 2 号イ	令第 14 条第 1 項第 2 号イは、公開買付開始公告を行った日以後に公表された「維持する旨の決定をしたこと」を撤回要件としているが、実務上一度導入した防衛策を買付期間中に改めて維持する旨の積極的な決定をする保障	意見表明報告書においていわゆる買収防衛策について方針を記載することとされており、その記載内容等により撤回事由が生じているか否かを判断することが考えられます。

		がないこと、敵対的買収の攻防の局面にあつては、公開買付け開始前に維持する旨の決定がなされることもあること等から、適切な表現ではないのではないか。	
49	令第14条第1項第2号ロ	令第14条第1項第2号ロについて、異なる定めを変更しない旨の決定だけでは不十分であり、撤回要件として対象者による取得がなされないという要件も必要なのではないか。	既に発行されたいわゆる黄金株等については、対象者に取得された場合であっても、公開買付け期間中に第三者に割り当てる等の可能性が考えられることから、対象者により異なる定めを変更しない旨の決定がなされたときは、対象者により取得がなされた場合でも撤回を可能としています。
50	他社株府令第2条第1号	他社株府令第2条第1号について、議決権のある株式と引換えに取得される取得条項付の無議決権優先株式も「株券等」に含まれるのか。	含まれます。
51	他社株府令第2条の4第2項	他社株府令第2条の4第2項の規定については、親法人等などの要件として1年間の継続要件がかかっているので、削除してよい。	同条第1項各号は親法人等などの関係以外の関係も規定していることから、同条第2項は必要となります。
52	他社株府令第3条第2項第1号	形式基準による特別関係者に係る軽微基準について合計して百分の一以上とならないところまで、という規制は不要ではないか。	形式基準に基づく特別関係者については、軽微なものは除外することが適当であるとの考え方に基づき、実務の実態も踏まえ、今般総株主の議決権に占める割合をもとに基準の見直しを図ったところです。一方、脱法的にこの制度を利用することを防止する観点から、合計で百分の一以上とならないところまでに限り除外を認めることとしています。
53	他社株府令第5条第5項	他社株府令第5条第5項において、「同一の公開買付けによらな	令第8条第5項第3号に該当する場合には、すべての株券等について

		ければならない」と規定されているが、「同一」と限定したのはなぜか。	申込みの勧誘を行う必要がありますが、その際、一つの手続きで行う必要があることを明らかにしたものです。
54	他社株府令第 6 条	他社株府令第 6 条に定める株券等所有割合の算定について、「買付け等の後におけるその者の所有に係る当該株券等」の中で「買付け等」としか認識されていないため、新規発行取得による取得も含めた強制公開買付けについて定める法第 27 条の 2 第 1 項第 1 号、第 4 号の規定と合わないことから、文言を修正すべきと考える。	今般の改正に伴い、株券等所有割合の定義からは時点の特定に関する記述を除くこととし、代わりに、株券等所有割合の概念を使用する各箇所において所要の時点の特定を行っているところです。なお、上記の考え方を踏まえ、他社株府令第 6 条第 1 号については、以下のとおり修正いたします。 ・ 一 株券等の買付け等を行う者にあつては、その者の所有に係る当該株券等（次条に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）に係る議決権の数を、当該株券等の発行者の総株主の議決権の数にその者の所有に係る令第九条の二各号に掲げる有価証券に係る議決権の数（当該発行者の総株主の議決権の数に含まれるものを除く。以下この号において同じ。）及びその者の特別関係者の所有に係る同条各号に掲げる有価証券に係る議決権の数を加算した数で除す方法
55	他社株府令第 8 条第 1 項第 2 号	他社株府令第 8 条第 1 項第 2 号及び第 3 号について、各号で計算した結果どちらか大きい方の数とする旨の規定を置くべきである。また、新株予約権についても取得条項付新株予約権を想定して同じような規定を設ける必要	ご指摘を踏まえ、他社株府令第 8 条第 1 項第 2 号及び第 3 号を同項第 2 号とする所要の修正をいたします。 ・ 二 発行者がその発行する全部若しくは一部の株式の内容とし

		がある。	て株主が当該発行者に対して当該株式の取得を請求することができる旨又は発行者がその発行する全部若しくは一部の株式の内容として当該発行者が一定の事由が生じたことを条件として当該株式を取得することができる旨の定めを設けている場合における当該株式（当該株式に係る株券の取得と引換えに交付される株券等に係る議決権の数が当該株式に係る議決権の数よりも大きいものに限る。）当該交付される株券等に係る議決権の数のうち最も多い数
56	他社株府令第 8 条第 3 項	他社株府令第 8 条第 3 項について、新株予約権に取得条項が付されており、当該取得条項に基づき株券等が交付されることがある場合においても、取得条項により交付される株券等の議決権数は考慮しない、ということによいか。	ご指摘のような場合については、同条第 3 項並びに第 4 項において準用する第 1 項及び第 2 項に基づき議決権の数を計算することになります。
57	他社株府令第 8 条第 1 項第 2 号	他社株府令第 8 条第 1 項第 2 号について、取得と引換えに株券等が交付されない場合（現金が交付される場合）、当該株券等に係る議決権の数はゼロとなるのか。	取得と引換えに交付される株券等がない場合は、他社株府令第 8 条第 1 項第 2 号の適用はありません。
58	他社株府令第 8 条第 1 項第 2 号	株主に取得と引換えに株券等の交付を受けるか、現金の交付を受けるか選択権が与えられている場合も適用されるのか。（他社株府令第 8 条第 1 項第 2 号）	取得と引換えに交付される株券等が存在し得る場合には、適用されます。
59	他社株府令第 8 条第 2 項	他社株府令第 8 条第 2 項の「当該買付け等を行おうとする日」とは、その買付け等を公開買付けに	貴見のとおりです。

		より行う場合には、公開買付開始公告を行おうとする日という理解でよい。	
60	他社株府令第 13 条第 1 項第 8 号	MB0 等において、第三者による評価書・意見書等をとることが新たに義務付けられるものではないとの理解でよい。また、MB0 等以外に場合において、第三者による評価書・意見書等をとったとしても、添付する必要はないという理解でよい。	MB0 等において参考とした第三者による評価書・意見書がある場合に公開買付届出書への添付を義務付けることとしており、第三者による評価書・意見書をとることを義務付けるものではありません。 MB0 等に該当しない公開買付けにおいては、参考とした第三者による評価書・意見書がある場合に、その概要を公開買付届出書に記載することを義務付けることとしており（第二号様式記載上の注意(6)f）、添付を義務付けるものではありません。
61	他社株府令第 13 条第 1 項第 8 号	他社株府令第 13 条第 1 項第 8 号における「経営者」の意義、「経営者の依頼に基づき」の趣旨を教えてほしい。また、算定評価書や意見の概要を届出書に開示する必要性は低いのではない。	投資者への十分な情報提供の観点から、公開買付価格の決定プロセス等にかかる開示の充実、MB0（経営陣による株式買取り）等の局面における公開買付価格の妥当性や利益相反回避のための方策に係る開示の充実等が必要と考えられます。このような考え方を踏まえ、公開買付届出書等の開示項目の充実を図っております。なお、「経営者」については「役員」に改めるなど所要の修正を行うこととします。 ・八 買付け等の価格の算定に当たり参考とした第三者による評価書、意見書その他これらに類するものがある場合には、その写し（公開買付者が対象者の役員、対象者の役員の依頼に基づき当該公開買付けを行う者で

			あつて対象者の役員と利益を共通にする者又は対象者を子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）とする会社その他の法人である場合に限る。）
62	他社株府令第13条第1項第8号	他社株府令第13条第1項第8号について、「価格の算定に当たり参考とした第三者による評価書」では適用範囲が広すぎるので、「価格に係る第三者による評価書」とすべきである。	投資者への十分な情報提供の観点から、公開買付価格の決定プロセス等にかかる開示の充実、MBO等の局面における公開買付価格の妥当性や利益相反回避にための方策に係る開示の充実等が必要と考えられます。そのような考え方を踏まえ、MBO等の局面において求める添付書類の範囲を法定化しているところです。
63	他社株府令第二号様式記載上の注意(6) f	他社株府令第二号様式記載上の注意(6) fについて、算定の経緯についての開示は、経営者等が公開買付者であるといった特定の場合に開示が強化されることを明確にし、それ以外の場合は過度に価格に関する情報開示を求めるのは避けるべきである。	公開買付価格の決定プロセスや、買付け後における対象会社の経営への関与の具体的内容等につき、より充実した開示が必要と考えられます。このような考え方を踏まえ、公開買付届出書において算定の経緯についての記載を追加することとします。ただし、過度の開示規制となることを避ける観点から、MBO等利益相反が問題となる場合を除き、価格の算定に当たり参考とした第三者による評価書の写しの添付を求めるのではなく、その概要の記載を求めることにとどめることとしています。
64	他社株府令第二号様式記載上の注意(6) f	他社株府令第二号様式記載上の注意(6) fについて、「第三者の名称」の開示については、当該第三者が名称の開示を承諾しない場合など、第三者の名称を開示できない場合には、その理由を記載	第三者の意見を踏まえて買付価格を決定するに至った場合には、当該第三者の名称は、投資判断にあたり重要な情報であると考えられます。

		させることにより足りるものとしてかどうか。	
65	他社株府令第二号様式記載上の注意(6)f	算定の経緯についての開示は、米国の Regulation MA における開示と比較すると、まだ記載上の注意における指示の内容がゆるいのではないか。	具体的にどの個所を指して意見を述べられているのか不明ですが、米国における開示と本質的な差異はないものと考えております。今回の改正に従った実務の定着を図り、引き続き適切な開示がなされるよう制度の執行に努めて参ります。
66	他社株府令第二号様式記載上の注意(6)f	他社株府令の開示書類において、MBO 等のケースで「買付価格の公正性を担保するためのその他の措置」の開示を求めているが、若干漠然としているため、具体例を明記することも検討していただきたい。	買付価格の公正性を担保するための措置については、個別事案に応じて様々となる可能性があると考えており、事前に何らかの類型を予測するものではありませんが、例えば米国などでは、MBO 等を実施する場合に独立の第三者からなる委員会を設置して、価格の妥当性等についての意見を求めることなどがあるようです。
67	他社株府令第二号様式記載上の注意(6)e	他社株府令・第二号様式記載上の注意(6)eによると「株券等の種類に応じた公開買付価格の価額の差」があることが予定されている。株券等の種類に応じた買付価格の相違が買付価格の均一性の要求に違反しないことは、令第8条第3項で規定すべきではないか。	ご指摘の第二号様式記載上の注意(6)eは、新たに開示項目として株券等の種類に応じた価格の数字上の違いに関する合理的な説明を求めるものであり、令第8条第3項の価格の均一性についての規範を変更するものではありません。
68	他社株府令第19条第1項	他社株府令第19条第1項について、普通株式の買付けを行っている場合に優先株式の株式分割が行われた場合や新株予約権の払込価額がゼロ円で行使価額が1円以上である場合など、今の規定では合理的に買付価格を計算できない事態が想定される。	他社株府令第19条第1項は株式分割等に応じて引き下げることができる価格の下限を示しており、複数の種類を発行している発行者が、一部の種類について株式分割等を行った場合については、この下限を踏まえた上で、実際の引下げ幅を公開買付者が決定することとなります。

69	他社株府令第 19 条第 1 項第 1 号	他社株府令第 19 条第 1 項第 1 号について、株式の分割において、「発行する」という表現は不適切ではないか。	ご指摘を踏まえ、所要の修正をいたします。 ・一 株式又は投資口（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第二十一項に規定する投資口をいい、外国投資法人（同条第二十九項に規定する外国投資法人をいう。以下同じ。）の社員の地位を含む。以下同じ。）の分割 1 ÷（当該分割前の一株又は一口に係る当該分割後の株式又は投資口の数）
70	他社株府令第 25 条第 1 項第 6 号	意見表明報告書において開示が求められている「（前略）基本方針に照らして不適切なものによって当該発行者の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みを行っている場合には、その内容」という表現は外延が不明確であり、非常に広範な行為が含まれてしまう可能性があることから、買収防衛策関連のものとして対象を明確化すべきである。安定株主に対する説得まで含まれてしまうのは過剰規制ではないか。	公開買付けの局面において、買付対象者が事業活動を支配されることを防止するためにどのような取組みを行っているかは、株主・投資者にとって重要な情報と考えられることから、そのような取組みの内容の開示を求めることとしています。なお、買付対象者のどのような行為が株主・投資者にとって重要な情報と考えられるかについては、個別事案に応じて決定されるものと考えられます。
71	他社株府令第 25 条第 1 項第 6 号	意見表明報告書は公開買付開始後 10 営業日以内に提出しなければならないことに鑑みると、いわゆる買収防衛策関連の情報についても、その時点で買付対象者としての意思決定に至っていない場合には記載を留保できるこ	いわゆる買収防衛策関連の情報について、提出期限において真に未決定の場合にはその旨を記載することになると考えますが、本開示制度の趣旨に鑑み、当該提出の時点において決定している事項のみならず、今後決定することがその時点で

		ととすべきではないか。	見込まれる事項についても、最大限の開示をしていただくことが求められているものと考えます。
72	他社株府令第 25 条第 3 項	対質問回答報告書について、公開買付者が守秘義務等の観点から回答することができない場合、留保等による回答を認めるべきではないか。	買付対象者からの質問に対しては、回答をする必要がないと認めた場合、正当な理由を付した上で回答しないことも可能とされています。守秘義務が正当な理由に該当するか否かは、当該義務がどのような根拠に基づき公開買付者に課されているか等により区々であり、個別に判断をする必要があるものと考えられます。
73	他社株府令第 26 条第 4 項	公開買付者や特別関係者以外の者に拒否権を与える株式の発行、定款の変更等は公開買付者らの「議決権を行使することができる事項を変更させることとなる」「行為」には該当せず、ここでは一定の保有割合以上の株主の議決権行使を制限する株式にする場合など極めて限られた場合を想定していると理解している。このような理解でよいのか。	直接・間接を問わず、公開買付者等が議決権を行使することができる事項を変更させることとなる行為については、本規定の対象となり得ます。
74	他社株府令第二号様式 記載上の注意	いわゆる他社株等転換株式であって、交付される株券等が対象者の株券等である場合には、交付される株券等に係る議決権の数も算定に含めることとされているが、かかる考え方はいかなる法的根拠に基づいているのか。	いわゆる他社株等転換株式であって、交付される株券等が対象者の株券等であるものを所有する場合、転換前の（Ａ社）株式のみならず、令第 7 条第 1 項第 1 号に規定する引渡請求権に基づき、転換後の（Ｂ社）株式に係る株券を所有するものとみなされます。
75	他社株府令第二号様式 記載上の注意	「届出前 60 日間の取引状況」において、少なくとも大量保有報告書と同程度の取引価格の開示を求めるべきではないか。また、新株予約権等を取得している場合	公開買付制度はこれから行う買付け行為に対する開示規制であり、過去の取引状況の開示は付随的な情報であるのに対し、大量保有報告制度は現在の保有状況に対する開

		も考えられるので、権利の内容も開示させるべきではないか。	示規制であり、当該状況に至った経緯は中心的な情報となっています。このような観点から、公開買付届出書における「届出前 60 日間の取引状況」において取引価格の記載は求めておりません。また、株券等の取引状況欄では、株券等の種類ごとに記載することが求められており、当該株券等の権利の内容は、対象者の有価証券報告書において開示されています。
76	他社株府令第二号様式 記載上の注意	法第 27 条第 1 項第 4 号の急速な買付けの期間が 3 ヶ月となれば、過去 60 日間の取引状況の開示だけでは不十分ではないか。	株券等の取引状況の開示は、公開買付けの透明性の確保と過剰規制を避けることとのバランスを考慮し、過去 60 日間の取引の開示を求めています。
77	他社株府令第二号様式 記載上の注意 (24)	利益相反につながりうる事態を開示させ、投資者の判断に資するようにするとともに取引の公正さを担保するため、公開買付届出書においても、この点の開示を強化する必要があるのではないか。他社株府令第二号様式・記載上の注意(24)は、あいまいさが残り、不十分な開示を許すのではないか。	公開買付者が対象者の役員や対象者を子会社とする法人である場合など、利益相反の懸念のあるものについては、価格の算定に当たり参考とした第三者による評価書等がある場合はそれを添付するとともに、買付価格の公正性を担保するための措置を講じているときはその内容を開示させるなど利益相反につながり得る事項を開示させることとしています。
78	他社株府令第二号様式 記載上の注意	公開買付けに至る過程を開示させることにより、価格の公正さを間接的に推知させ得ることから、開示項目に加えてはどうか。	公開買付けに至る過程は、公開買付けの目的の存在を前提とした行為と考えられ、買付け等の目的の個所に反映されるものと考えられます。引き続き適切な開示がなされるよう制度の執行に努めて参ります。
79	他社株府令第二号様式記載上の注意(28)	上場廃止後の公開買付けにおいては、株価の状況欄において届出日の属する月前 6 ヶ月間とす	ご指摘を踏まえ、所要の修正をいたします。

		ると、上場廃止が6ヶ月より前である場合には、開示が一切なされない事態となってしまう。上場廃止までの6ヶ月間の株価動向などの開示が必要ではないか。	記載上の注意(28)に以下を追加 ・ e aからdまでのいずれにも該当しない場合であって、過去においてaからdのいずれかに該当していたことがあるときは、該当していた期間のうち最近7月間の月別の相場を記載し、その旨を注記すること。
80	他社株府令第二号様式	現在、公開買付者を連結ではなく、法人格ベースで単体の法人として考えていると思われるが、開示が不十分ではないか。公開買付けの目的について、投資ファンドまでカバーしていない法制であれば、「開示された目的」とは異なることを、公開買付け終了後に実行できてしまうのではないか。	第二号様式記載上の注意(16)において、公開買付者が有価証券報告書の提出者の場合、経理の状況につき、連結財務諸表の記載をすることとされています。また、第二号様式第3の(3)において、特別関係者による株券等の所有状況の開示が求められています。さらに公開買付けの目的については、第二号様式記載上の注意(5)において、記載の充実を図っています。(純投資又は政策投資を目的とする場合には、株券等を取得した後の当該株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針並びにそれらの理由を記載する必要があります。)
81	他社株府令第四号様式	意見表明報告書において意見の対象として述べるべき事項を具体的に明示すべきではないか、特に公開買付け価格についてどのように考えるかという点を述べる必要があるのではないか。	上場企業等の支配権を巡るやりとりである以上、公開買付者も対象者も株主・投資者に対して説得的な情報を提供するインセンティブはすでに内在しており、公開買付けの成否に向けた公開買付者及び対象者の自主的な情報開示を踏まえて、最終的に株主・投資者が判断を下すことが期待されることから、対象者による意見表明については、府令に規定しているような法的枠組みを提供することとしております。

82	その他	個人投資家は公開買付けに応募するか否かの合理的判断を下す材料が不足していることから、対象会社の5%以上の株式を保有する大株主に対して、公開買付期間中に公開買付けに応募するかどうかの意思表示を義務付けてはどうか。	公開買付けを公正に進めていくためには、株主・投資者が的確な投資判断を行っていくことができるよう、情報提供の充実を図り、手続の透明性を確保していくことは重要であると考えられます。こうした観点から、公開買付者及び対象者双方からの情報提供の充実を今般の法改正及び政府令改正案で図っており、まずはそれらの制度の確実な定着を図っていくべきものと考えられます。
83	その他	公開買付開始後における対象会社の経営への関与に際しての従業員の扱いや取引関係の変更等及び公開買付完了後の買収条件（株式交換による完全子会社化や合併などを予定する場合の条件）等についても情報の開示が義務付けられるべきである。	第二号様式記載上の注意(5)aにおいて「対象者の経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為」と規定されており、従業員の取扱いについて重要な変更等を予定している場合には、開示が義務付けられることとなります。 記載上の注意(5)aにおいて「組織再編、企業集団の再編（中略）を予定している場合には、その内容及び必要性も記載すること」を求めており、公開買付完了後の買収条件等についてもこの規定に基づき開示義務の対象となります。 なお、ご指摘のとおり、公開買付者による情報開示については、株主・投資者が適切な投資判断を行う上で、重要な役割を果たしており、制度の適切な執行に努めてまいります。
84	その他	全部買付義務が適用される数値基準について、上場廃止等にあるような局面における手残り株をかかえる零細株主の保護を念頭に、3分の2と規定されてい	i) 上場廃止等に至るような公開買付けの局面においては、手残り株をかかえることとなる零細な株主が著しく不安定な地位に置かれる場合が想定される。

		る。しかしながら、株主保護の観点からは、会社支配権を左右する公開買付けについて全部買付義務を課するという考えが妥当と考えられ、2分の1とすることが検討されるべきである。	ii) このため、例えば公開買付け後における株券等所有割合が3分の2を超えるような場合については、会社法上、特別決議に対する買付者以外の株主からの拒否権が基本的になくなるなどの状態ともなることから、公開買付者に全部買付義務を課することが適当である。 との考え方を踏まえて法制化を行いました。
85	法第 27 条の 26 第 4 項、第 5 項 関連	法第 27 条の 26 第 4 項、第 5 項で規定する、特例報告対象者が重要提案行為を行う場合の事前報告に当たる場合は、当該報告書は特例報告の様式（第三号様式）で提出すればよいと理解しているが正しいか。	法第 27 条の 26 第 4 項に基づく大量保有報告書は大量保有府令第 2 条に基づき一般報告の様式（第一号様式）、同法第 5 項に基づく変更報告書は同府令第 8 条に基づき一般報告の様式（第一号様式）にて提出していただくこととなります。
86	令第 14 条の 6 の 2	共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在する株券等を控除するようになっていますが、株券貸借契約取引で控除する保有者は、貸方と理解しているが正しいか。	貴見のとおりです。
87	令第 14 条の 6 の 2 第 1 号	共同保有者間で、4 日目受渡しの場合、約定日から受渡日前日までの間、①売り手側は大量保有府令第 4 条第 1 項第 5 号により、②買い手側は令第 14 条の 6 の 2 第 1 項第 1 号により、引渡請求権から控除するという理解でよいか。	ご指摘の期間において、売り手は保有者ではなくなり、共同保有者でなくなることから、買い手側が有する引渡請求権は株券等保有割合を計算するにあたって控除することができません。
88	令第 14 条の 6 の 2 第 1 号	共同保有者を相手方として、店頭コールオプションを取得した場合は、令第 14 条の 6 の 2 第 1 項第 5 号により、買い手側から控	共同保有者間でコールオプションを売買した場合であって行使前にあるときは、株券等所有割合を計算するにあたって買い手側の権利

		除し、買い手側は、オプションの行使時に保有として株数を算入することになると解してよいか。	は控除される一方、売り手側の所有は計算に含まれることとなります。
89	令第14条の7の2第1項第1号	令第14条の7の2第1項第1号の「新たに」の意味を確認したい。「直前の大量保有報告書又は変更報告書の提出後、新たに」という意味でよいか。また、同項第2号も、同項第1号と同じく「直前の大量保有報告書又は変更報告書の提出後、新たに」という意味でよいか。	第1号については、それまで共同保有者でなかった者が共同保有者となることをいいます。具体的には、1%未満を保有する者であって共同保有者でなかった者が共同保有者になる場合や、従来から共同保有者の要件を満たしていた者の所有割合がゼロから1%未満のゼロより大きい数になる場合が想定されます。
90	令第14条の8の2第1項	重要提案行為等については、例えば、発行会社からの要請に基づき行う場合など、提案を行う状況によって重要提案行為等に該当するか否か判断の分かれる場合があると考えます。判断要素として考えられる事項をお示し頂きたい。	重要提案行為等に該当するか否か、関係規定に照らして個別事案ごとに判断されることとなりますが、以下の三つの要件を満たすことが必要となります。すなわち、 i) 第一に、提案の客観的内容が令第14条の8の2第1項各号に列記しているもののいずれかに該当することです。これらの列記事項について「重要な」や「多額の」という用語が含まれている場合、そのような事項については軽微なものは重要提案行為等に該当しません。 ii) 次に、法第27条の26第1項本文の規定により、発行者の事業活動に重大な変更を加える、又は重大な影響を及ぼすことを目的とすることが必要となります。したがって、当該発行者の主体的な経営方針にかかわりなく、他律的な影響力を行使する行為が該当するものと考えられます。たとえ

			i) の要件を満たしていても、例えば純粹に発行者から意見を求められた場合や発行者が主体的に設定した株主との対話の場面（決算来社報告、IR 説明会等）での意見陳述等には、この ii) の要件を満たす可能性は低くなります。 iii) 最後に「提案」に該当することが必要となります。i)、ii) の要件を満たす場合であっても、例えばアナリストやファンドマネージャーが取材の一環として純粹に質問をするような場合等には、この iii) の要件を満たす可能性が低くなります。 いずれにしても、最終的には個別事案ごとに判断されることとなります。
91	令第 14 条の 8 の 2 第 1 項	重要提案行為等に係る規定は削除すべきだ考える。少なくとも提案行為は、株主総会に対する提案のみに限定すべきだと思われる。	事業活動に重大な変更を加え、あるいは重大な影響を及ぼす目的を実現するための手段は、株主総会における議案の提出に限られず、役員等への提案という手法も想定し得ます。また、株券等を大量に保有する者が、対象者の「取締役等と同等以上の支配力を有するものと認められる者」に対して重要提案行為等を行う場合には、保有割合等を迅速に開示することが他の投資者への情報提供の観点から必要と考えられます。そのため重要提案行為には、役員等へ提案する行為も含めることとしました。

92	令第14条の8の2第2項	「各月の十五日および末日（これらの日が日曜日又は土曜日であるときはその翌月曜日）」とあるが、これらの日が「国民の祝日」である場合はどう対応すべきか。	ご指摘の部分については法制上の理由から「各月の十五日及び末日（これらの日が土曜日に当たるときはその前日とし、これらの日が日曜日に当たるときはその前々日とする。）」と修正しました。当該金曜日が国民の祝日であっても当該金曜日が基準日となります。
93	大量保有府令第3条の2第1号	大量保有府令第3条の2第1号で規定している議決権のない株式には、金庫株が含まれると理解しているが正しいか。	大量保有府令第3条の2第1号で規定している議決権のない株式には、自己株式は含まれません。議決権のない株式の定義は、令第6条第1項において「株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式」と定められており、株式の内容として議決権がないものを意味します。
94	大量府令第4条第2号	大量府令第4条第2号の「証券業を営む者」に「外国証券業者に関する法律」で定義される外国証券業者を含む旨（外国証券会社の海外業務を含む旨）を明確に規定してほしい。	ご指摘の外国証券業者による引受け又は売出しの業務に伴う保有を大量保有報告制度の適用除外とすることについては、透明性を阻害することにならないか、新たに規制の抜け穴となることがないか、等の観点から、慎重な検討が必要と考えられます。
95	大量保有府令第6条第1号	大量保有府令第6条第1号で規定している、みなし共同保有者から除外されるための保有株券等の数の基準において使用する発行済株式総数は、議決権がない株式や議決権がない優先株式も含まれると理解しているが正しいか。	大量保有府令第6条第1号の分母には、議決権がない株式や優先株式も含まれます。 なお、規定を整理した結果、大量保有府令第6条第1号については次のように修正いたします。 ・一 内国法人の発行する株券等 単体株券等保有割合（令第十四条の七の二第二項に規定する

			単体株券等保有割合をいう。以下この号において同じ。)が千分の一となる株券等の数(法第二十七条の二十三第六項に規定する特別の関係にある他の保有者の単体株券等保有割合のうち当該保有者の単体株券等保有割合以下であるものを合計した割合が千分の九を超える場合にあっては、百分の一から当該合計した割合を控除して得た割合に相当する株券等の数(控除してなお控除しきれない割合がある場合には、当該控除しきれない割合はないものとする。))
96	大量保有府令第9条の2第2項第1号	大量保有府令第9条の2第2項第1号において、内訳の変更とは、法第27条の23第3項の「本文」、「第1号」、「第2号」の間の振替を指すのか。 また、「当該変更のある株券等の数の合計」とは、上記3者間で移動した株券等の数を指すことでよい。この場合、例えば「本文」が0.8%減となり、これが「1号」と「2号」に半分ずつ振り替わったときは、変更報告は不要という理解でよい。	ご指摘の規定にいう「内訳の変更」とは、①株券等の保有の態様に関する「本文」、「第1号」、「第2号」の間の振替又は②「新株予約権」から「株券」への振替や「新株予約権付社債」から「株券」への振替を指す概念です。
97	大量保有府令第9条の2第2項第2号	大量保有府令第9条の2第2項第2号「軽微な変更」の内容が不明確なので、法第27条の25第1項に規定する「内閣府令で定める場合」が不明確なままとなっている。	令第14条の7の2、大量保有府令第9条の2第2項第12号で列記したものよりもなお軽微と考えられる事項に関する変更で、例えば担当者の連絡先の変更といった事項が考えられます。
98	大量保有府令第13条第2号	大量保有府令第13条第2号では、特例対象株券等から除外され	ご指摘を踏まえ、所要の修正をいたします。

		る場合の株券等保有割合の基準を「百分の十を超えた場合」としている。「百分の十を下回る場合であって」は、「百分の十以下である場合であって」に修正すべきではないのか。	・二 証券会社等が保有する株券等に係る株券等保有割合が百分の十以下となる場合であって、当該株券等に係る大量保有報告書又は変更報告書のうち最後に提出されたものに記載された株券等保有割合（百分の十を超えているものに限る。）からの減少が百分の一未満の場合
99	大量保有府令第13条第2号	大量保有府令第13条第2号に規定している、保有株券の保有割合が10%を下回る場合で、前回の報告した保有割合から1%未満の場合は、特例対象株券から除外されるとありますが、前回報告の保有割合から1%以上減少し、報告義務が発生した場合は、当該変更報告書は特例報告の様式（第三号様式）で提出すればよいのか。	ご指摘のような場合は、法第27条の26第2項第3号及び大量保有府令第8条に基づき、一般報告の様式（第一号様式）にて提出していただくこととなります。
100	大量保有府令様式	報告書第一号様式（5）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】に「市場内外取引の別」の記載欄が新設されたが、立会外取引（TostNet等）は市場内取引と理解し、単価欄も記載不要か。	取引所の立会外取引は、相対取引に類似した取引として、単価の認識が可能であることから、市場外取引ととらえ、単価の記載をしていただくこととなります。なお、明確化の観点から第一号様式記載上の注意（13）にその旨記載させていただきます。
101	大量保有府令様式	市場内外取引の別の記載及び市場外の取引分についての平均単価の記載の要件は過度ではないか。	大量保有者の保有状況をめぐっては、市場内外取引の別や市場外取引にかかる単価も重要な情報と考えられることから、開示事項とすることが適当と考えられます。

102	大量保有府令第一号様式	「最近 60 日間の取得又は処分 の状況」の一覧表の中で、割合に ついては不要と考える。分母につ いては、提出日において使用する 発行済株式の総数を遡って使用 することとされているが、実際 には過去 60 日間に発行済株式総 数が変動している場合も存在す ることから、誤解も招きやすいの ではないか。	株券等を大量に保有する者に 関する情報のうち、当該保有者が 保有割合をどのように増やしてきた かについては、他の投資者にとって 重要な情報と考えられることから、 「最近 60 日間の取得又は処分の状 況」の一覧表において参考情報とし て割合の記載を義務付けることと しています。 その際使用する分母については、 提出日において「上記提出者の株券 等保有割合」の算出に使用する分母 としており、提出者の事務負担が過 剰なものとならないよう配慮を行 っているところです。
103	大量保有府令様 式	権利落日と株式分割の効力発 生日までの間に報告義務が生じ た場合には、保有株券等の数に加 え、保有株券等の数が権利落日に 増加したものとみなして保有株 券等の数を記載することが要求 されていますが、この要件は過度 であると考えます。	今回の改正案においては、株式分 割等を発行者が決議したような局 面における株券等保有割合の計算 方法については、分母、分子ともに 権利落日から新株を算入すること としましたが、これは、株式分割等 が行われた際には、権利落日（効力 発生日の 4 営業日前）より取引が可 能となり、新株と旧株の区別なく売 買が行われている実務の動向を踏 まえ、計算方法を明確化したもので す。
104	大量保有府令別 紙様式	大量保有府令・別紙様式につい て、優先株式については、普通株 式転換可能なものは、「保有株券 等の数」の「株券（株）」の欄に 記載すればよいか。	貴見のとおりです。
105	大量保有府令別 紙様式	「株券（株）」欄に REIT 等の投 資証券等も記載するという理解 でよいか。	貴見のとおりです。なお、「株券 （株）」の欄は「株券又は投資証券 等（株・口）」と修正いたします。
106	大量保有府令別 紙様式	新株予約権証券については旧 新株引受権証券を、新株予約権付	ご指摘を踏まえ、当該内数の記載 を不要といたします。

		社債券については旧転換社債券をそれぞれ内数として記載することが求められているが、重要性の観点等から、この内数を不要としていただきたい。	
107	大量保有府令様式	共同保有者が提出者に対して交付する委任状は、当該提出者が当該共同保有者を共同保有者の一としてまとめて提出する全ての銘柄について有効であるとして認識してよいか。	貴見のとおりです。
108	大量保有府令様式	大量保有府令 第一号様式（記載上の注意）（15）c の「発行会社」は「発行者」ではないか。	ご指摘を踏まえて「発行会社」を「発行者」に修正いたします。
109	その他	当初届け出た大量保有報告書における保有目的が重要提案行為等を行うものでないときは、保有目的の変更の届出を行えば、当該届出日以降に重要提案行為等を行うことは可能か。	保有目的の変更に伴う変更報告書が必要となり、重要提案行為等を行うことを決定した日から5営業日以内に一般報告によって届け出ることを要しますが、これは重要提案行為等を行う日自体について規制するものではありません。法第27条の26第4項及び第5項において、特例報告によって大量保有報告書及び変更報告書を提出する期間内に重要提案行為等を行う時は、その5日前までに一般報告による大量保有報告書及び変更報告書を提出する必要があります。
110	その他	今回、基準日の定義が改正されるので、新たに設定する基準日の届出（第四号様式）は、新たに「基準日の届出書」として提出するのか。または、以前に提出している基準日の変更と捉え、「基準日の届出の変更書」で提出を行うのか。	旧法下において特例報告制度の対象となっている者であっても、新たに「基準日の届出書」を提出する必要があります。なお、19年1月の施行日に先立って、基準日の届出をすることが可能です。

111	その他	既に連名で報告書を提出しているもので、この改正法令が施行後、みなし共同保有者でなくなる者が発生する場合、施行日を報告義務発生日として、変更報告書を提出する必要があるのか。	その単体株券等保有割合が百分の一以上であった保有者が共同保有者でなくなったときは、施行日を報告義務発生日として変更報告書を提出する必要があります。一方、その単体株券等保有割合が百分の一未満であった保有者が共同保有者でなくなったときは、令第14条の7の2第1項第2号に基づき、軽微なものとして変更報告書の提出を免除されます。
112	その他	特例報告を実質的に廃止することによって、日本企業への投資の抑制、業界慣行との齟齬、大量保有報告書の正確性の低下、投資顧問会社のコスト負担の増大等の悪影響を招くことになる懸念する。	大量保有報告の特例制度に係る報告期限・頻度の短縮等については、投資行動が過度にオープンとなるのではないかと、機関投資家にかかるコストや事務負担を増大させることになるのではないかと、等の懸念がある一方で、大量保有報告制度の本来の趣旨である、投資者に対して必要で正確な情報が迅速に開示されるべき、との要請も強く存在するところであり、両者のバランスを踏まえて議論をすることが必要であると考えられます。そのような観点を踏まえ、全体として特例報告に係る頻度・期限について短縮等を図ることが適当と考えられます。
113	その他	大量保有報告制度で使用する発行済株式数には、ここ数年間、銀行等が発行した優先株も含めると考えてよいのか。	発行済株式総数には、銀行等が発行する優先株も含まれます。
114	開示府令第19条第2項	臨時報告書について、「提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合」に提出することとされているが、実質的に会社の意思決定を行うことができ	貴見のとおりです。

		る機関において決定された場合や、株式交換等に係る契約締結前の覚書等の締結に関する決定がなされた時も含むと理解してよいか。	
115	開示府令第19条第2項	臨時報告書について、実質的に株式交換等が決定されても、契約が締結されることが確実になっていない段階にあっては、決定後中止になる可能性がある。このため、「提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合」に臨時報告書の提出を求めることは不適切ではないか。	臨時報告書は速報性が求められる開示書類であることから、実質的に株式交換等が決定された場合に提出を求めることとしたものです。 なお、実質的に株式交換等が決定されて臨時報告書を提出した後に、株式交換等が中止になった場合は、訂正報告書の提出を検討していただく必要があります。
116	開示府令第19条第2項	臨時報告書において、株式交換等の後の親会社及び存続会社等の純資産額及び総資産額を記載することとなっているが、当該事項は臨時報告書提出時点においては未定であり、数字が定まるのは効力発生日以降の直近決算日となることから、記載を求めることは適当ではないのではないか。	株式交換後の親会社等の純資産額・総資産額については、投資者にとって重要な情報と考えられることから開示を求めることとしております。なお、臨時報告書提出時点における見込みの額について開示を求めるものであり、事業年度末における額について開示を求めるものではありません。
117	開示府令第二号様式	第二号様式第一部第1の1【新規発行株式】の記載上の注意(8)のうち、新規発行株式の記載上の注意について、発行する株式の種類が二種類以上の場合の記載上の注意が具体的に定められたが、株式の種類が一種類でも記載する必要があるのか。	株式の種類が一種類の場合は、記載上の注意において、「会社が発行する全部の種類の内容について会社法第107条第1項各号に規定する事項を定めた場合には、その具体的な内容を欄外に記載すること。」としております。
118	開示府令第二号様式	第二号様式第一部第1の4【新規発行新株予約権証券】の記載上の注意(12) a 中「一定の事由が生じたことを条件として新株予約権を取得することとするときは、	ご指摘を踏まえ修正いたします。 ・ j 「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」の欄には、会社法第236条第1項第7号に規

		会社法第236条第1項第7号に関する事項を欄外に記載すること。」については、欄外ではなく「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に記載すべきではないか。	定する事項を記載すること。
119	開示府令第二号様式	第二号様式第二部第1の4【関係会社の状況】について、新たに記載上の注意(28)に、提出会社が保有する関係会社の新株予約権の数及び権利を行使した場合の議決権の所有割合を記載することとされている。 新株予約権は権利行使期間が新株予約権ごとに設定され、新株予約権の種類によっては数年先に権利行使期間を迎えるものもある。このため、最近連結会計年度の新株予約権の数及び権利を行使した場合の議決権の所有割合を記載させることは、提出会社が把握するための労力に比較して情報の価値が高くないと思われることから、当該記載について削除することを検討していただけないか。	ご指摘を踏まえ削除いたします。
120		第二号様式第二部第4の1(3)【ライツプランの内容】については、記載上の注意(38-3)において、記載内容が発行済の新株予約権を対象としたものとなっているが、いわゆる事前警告型のものについては、どの部分に記載すればよいか。	いわゆる事前警告型については、第二号様式第二部第2の3【対処すべき課題】の欄に記載していただくことになります。
121	開示府令第二号様式	第二号様式第二部第4の1(8)【ストックオプション制度の内容】の記載上の注意(43) aにおいて	ご指摘を踏まえ、ストックオプションについては有利発行可否かを問わず記載を求めることとします。

		て、「特に有利な条件で新株予約権証券を付与する決議がされている場合には、・・・決議ごとに記載すること」とされているが、会社法においては有利発行手続きを経ないストックオプション付与決議もありえる。現行の様式ではストックオプションのうち一部しか記載されないため、投資家保護の観点からストックオプションについてすべて記載させるよう記載上の注意を改正していただきたい。	・ a 取締役、使用人等に対して新株予約権証券を付与する決議がされている場合には、当該決議に係る決議年月日、付与対象者の区分及び対象者数を決議ごとに記載すること。
122	開示府令第二号様式	第二号様式第二部第4の3【配当政策】において、取締役会において剰余金の配当をすることができる旨を定款で定めた場合、当該事項を記載する必要があるか。	【配当政策】の記載上の注意(50)において、配当の決定機関についても記載することとなっておりますので、取締役会において剰余金の配当をすることができる旨を定款で定めた場合、当該事項を記載していただくことになります。

※その他具体的な取引例に係る質問等が寄せられていますが、これらは関係法令等に従い、個別の事案ごとに判断されることとなります。